

2.9 フィンランド

2.9.1 概要

人口は 552 万人（2019 年）、面積は約 33.8 万平方キロメートルと日本よりやや小さい。
79

国土の 4 分の 1 は北極圏に属し、およそ 3 分の 2 は森林で覆われている。地形は北部ラップランドを除けばほぼ平坦である。約 18 万もの小島が散在し、沿岸地方には推定 95,000 もの島々が世界で最も入り組んだ群島を形成している。⁸⁰ 高緯度で冷涼な気候から、農業生産性は低い。酪農を主とした畜産が中心であり、穀物、豆類、いも類、野菜・園芸作物などが生産されている。⁸¹



1 経営体当たりの平均経営面積は 44.9ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.5%（日本は 1.1%）である。⁸²

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	フィンランド		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,769	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	68	2.5	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からフィンランドへの輸出額が約 100 万 US ドルであるのに対し、フィンランドから日本への輸入額は約 4 億 4,300 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は米、ソース混合調味料、発酵酒（ワイン除く）であり、フィンランドからの輸入上位品目は製材、木製建具及び建築用土木品、チーズである。

⁷⁹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Finland」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-fi_en.pdf

⁸⁰ 農林水産省「主要国の農業情報調査分析報告書（平成 29 年度）」P.107 -P.126

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/attach/pdf/itaku29-4.pdf

⁸¹ 駐日フィンランド大使館「フィンランド経済の特徴・特色」<https://www.fi.emb-japan.go.jp/files/100079321.pdf>,

⁸² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Finland」前掲

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→フィンランド)	輸入 (フィンランド→日本)	日本の収支
総額	463	1,785	▲1,323
農林水産物	1.0	443	▲442
農林水産物のシェア	0.2	15.9	24.8

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→フィンランド（単位：万 US ドル%） 輸入：フィンランド→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
米	37	35.0	製材	25,798	58.3
ソース混合調味料	26	24.8	木製建具及び 建築用土木品	14,762	33.3
発酵酒（ワイン除く）	11	10.6	チーズ	981	2.2
ペクチン質等	4	3.6	合板	541	1.2
茶	4	3.6	溝加工木材	522	1.2
総額	104	100.0	総額	44,272	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、フィンランド語で suojattuja alkuperänimityksiä（SAN）、地理的表示保護（PGI）は suojattuja maantieteellisiä merkintöjä（SMM）と呼ぶ。フィンランドの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 5 件、PGI 2 件、合計 7 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は肉製品が多く、PGI は水産物、パン・菓子類が 1 件ずつである。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	1	-
Class 1.2. 肉製品	2	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	-
Class 1.7. 水産物	1	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	1
総数	5	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.9.2 GI 監視スキーム

フィンランドでは農林省の食品安全局（Ruokavirasto）が GI に関する政策を所掌し、監督・指揮を行っている。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry : Jord-och skogsbruksministeriet) 食品安全局 (Finnish Food Safety Authority : Ruokavirasto)	P.O. BOX 200 00027 FINNISH FOOD AUTHORITY	Tel. +358 29 530 0400 Email: kirjaamo@foodauthority.fi Website: https://www.ruokavirasto.fi/en/

GI 監視当局は、農産物・食品に関しては上記の食品安全局及び地方自治体の食品監督局、アルコール飲料に関しては国家健康福祉監督局（Valvira）である。⁸³

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry : Jord-och skogsbruksministeriet) 食品安全局 (Finnish Food Authority : Ruokavirasto)	P.O. BOX 200 00027 FINNISH FOOD AUTHORITY	Tel. +358 295 204 679 +358 295 205 139 Email: nimisuoja@ruokavirasto.fi Website: https://www.ruokavirasto.fi/en/
国家健康福祉監督局 (National Supervisory Authority for Welfare and Health, Valvira)	Lintulahdenkuja 4 P.O.BOX 210 FI-00531 Helsinki	Tel. +358/29 5209111 Email: alkoholi@valvira.fi Website: https://www.ruokavirasto.fi/en/

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）⁸⁴

GI 監視当局は、製品が製造・販売されている施設への検査や、侵害が認められる場合には侵害行為の禁止（罰金過料を含む）を行うことができる⁸⁵。EU Food Fraud Network の担当窓口も食品安全局である。⁸⁶

⁸³ 現地法律事務所回答より。

⁸⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁸⁵ 現地法律事務所回答より。

⁸⁶ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.9.3 GI 侵害の事例

食品安全当局は、地方自治体の食品監督局を動員して不定期に数種の GI 製品の検査を行っている。「食品名称保護管理プロジェクト 2018（Elintarvikkeiden nimisuojaan valvontahanke 2018、以下「2018 年検査」）」⁸⁷では、製品の製造段階における成分とプロセス、及び販売段階におけるラベル表示やパッケージ、広告を対象として、生産現場及びレストランやバー等の販売事業者に対し、計 228 回の訪問検査が行われた。外国製品は特にトレーサビリティのチェックが行われた。

対象となった製品はフィンランドの郷土料理であるカレリアンピーラッカ（karjalanpiirakka、TSG）とカラクッコ（Kalakukko、TSG）、外国のフェタチーズ、パルミジャーノチーズ、パルマハム（以上 PDO）である。PDO であるフェタ、パルミジャーノ、パルマハムについては、小売店（レストラン、カフェ、給食施設、ケータリングサービス）でこれらの名称がついた商品が正しい表示になっているか、パッケージを検査して文書により検証がなされた。

フェタチーズについては、対象となった 55 カ所のピッツェリアのうち 43 カ所で違反が発見された。別のチーズがフェタとして使用されており、明らかに価格が安かったため発見された。販売事業者はフェタという名称が正当な製品にのみ使えるということを知らなかった。ピッツェリア以外のレストランでは、58 カ所中 27 カ所で違反が発見され、そのうち 17 がフェタチーズに関するものであった。給食施設でも 12 件の違反があり、そのうち 8 件がフェタに関するものであった。小売店のチーズ売り場ではトレーサビリティが曖昧なものが幾つかあったが、明らかな違反は認められなかった。監視当局は各事業者に注意喚起を行い、正しい表示を行うよう指導している。

パルミジャーノチーズについては、ピッツェリアでの違反は見られなかったが、レストランでは 1 カ所発見された。サラダバーで別のチーズにパルミジャーノの名称を用いる例が見つかり、名称を正しく表示するよう事業者に指導している。

パルマハムについては、調査した 65 のレストランのうち 4 カ所で名称の不正使用があったため、事業者にチーズの名称を変更するよう指導している。

⁸⁷https://www.ruokavirasto.fi/globalassets/yritykset/elintarvikeala/elintarvikealan-yhteiset-vaatimukset/valvonta/elintarvikkeiden_nimisuojaan_valvontahanke_2018_raportti.pdf
また 2011 年にカレリアンピーラッカ（TSG）のみ検査した報告書も公開されている。
<https://www.ruokavirasto.fi/yritykset/elintarvikeala/valmistus/elintarvikkeista-annettavat-tiedot/eun-nimisuojarjestelma/yhteenveto-karjalanpiirakan-nimisuojaan-valvonnasta-vuonna-2011/>

「VERLADOS」と「CALVADOS」

「カルヴァドス（Calvados）」はフランスのノルマンディー地方で作られるリンゴを原料とする GI 蒸留酒である。

2012 年 11 月 23 日、フランスのカルヴァドスの GI 権者である Sosiaali 社は、フィンランド南部のヴェルラ（Verla）村に所在する Viiniverla 社が製造した VERLADOS という名前のサイダー酒について欧州委員会に苦情を申し立てた。この VERLADOS はもともと Verla という名前で販売されていたが、カルヴァドスが有名になった後に“DOS”をつけて、同じリンゴの蒸留酒であるカルヴァドスに似せているとしている。

フィンランド当局は、VERLADOS はフィンランド内で 2001 年から生産・販売される製品であり、CALVADOS と VERLADOS には共通の音節が 1 つしかないため、判例法によれば GI を想起させるには不十分と主張した。しかし欧州委員会はこの主張を認めず、VERLADOS の使用が中止されなければ、フィンランドに対する侵害訴訟手続きに進むと警告した。

Viiniverla 社は、フィンランド市場裁判所（Finnish Market Court）に国家健康福祉監督局 Valvira を訴え欧州委員会の決定を破棄するよう求め、VERLADOS の使用は GI の喚起や誤用につながらないとした。FMC が欧州司法裁判所（ECJ）に予備的判断を求めた結果、ECJ は、該商品がフィンランド内だけで流通するものであっても保護は汎 EU の観点から行われるものであり、製品の外観が似ていて名前に共通点があることは「想起」にあたるとして Viiniverla 社が VERLADOS の名称使用を 2014 年 2 月 1 日以降禁止すると判断した。

(<https://www.dyoung.com/de/wissensbank/artikel/evocation0516>)

商標より強い GI「コニャック」

白ワインを二度蒸留した高級ブランデー「コニャック（Cognac）」はフランスの GI として 1989 年に登録されている。

フィンランドの Gust Ranin 社は 2001 年、商標当局にボトルラベル形式の商標登録を申請した。ラベルには「COGNAC L&P V.S. HIENOA KONJAKKIA Lignell & Piispanen 40% Vol. Product of France 500ml」と記載されていた。HIENOA KONJAKKIA はフィンランド語で「上質なコニャック」を意味している。2003 年 1 月 31 日、このマークは商標登録された。

コニャックの GI 権利団体 Bureau National Interprofessionnel du Cognac (BNIC) は登録に反対したが、商標当局は BNIC の反対を退け、控訴も棄却された。BNIC はその後、最高行政裁判所に訴訟を提起。しかし、訴訟中に蒸留酒のラベルにおける GI 保護を定める規則 110/2008 が採択されたため、最高行政裁判所は手続きを停止し、予備的な判決を得るために欧州司法裁判所（ECJ）に付託した。

ECJ（第一審）は、規則で保護されている地理的表示を含む商標の登録の有効性の評価には、規則発効前か発効後かを問わず、規則 110/2008 が適用されると判断し、本件にも有効と判断した。この判決を受けて、フィンランドの商標当局はこの商標の登録を取り消した。

(<https://www.dyoung.com/de/wissensbank/artikel/evocation0516>)

2.9.4 対抗手段

GI 違反に対しては行政手続きまたは民事訴訟が可能であるが、主に行政手続きで処理される。申立てはフィンランド食品法に基づいて誰でも行うことができ、侵害者の住所がある市区町村の食品監督局（食品安全一般を管轄）に郵便またはメールで通報する。

申立ての方法については、書類や内容の様式はないが、フィンランド語、スウェーデン語・英語のいずれかで行う必要がある。GI を侵害した可能性のある者に関する情報、侵害の可能性があった場所と時期、GI を侵害した疑いのある製品の写真、名前、その他の入手可能な情報をできる限り記載して送付する。当局は、申立て書に記載された情報が調査の開始に十分でない場合には、追加の情報を要求することがある。

現地法律事務所によると、民事訴訟に関して、フィンランドには GI 侵害による損害賠償の具体的な規定がなく、これまで GI 侵害による損害賠償請求に関する裁判例はない。ただし、被告の所在地の地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起し、行政手続きで確認された GI 侵害に基づいた損害賠償を請求することは可能であると考えられる。

フィンランドの不法行為責任法（Tort Liability Act）では、人身事故や物的損害とは関係のない経済的損失は、法律で罰せられる行為や公権力の行使による損害、その他の場合には特に重大な理由がある場合にのみ補償の対象となるとされている。所轄官庁が確認した GI 侵害が、侵害に起因する損害を賠償するための「特に重要な理由」に該当すると主張することは可能と考えられる。行政手続きが継続中の場合、裁判所は行政手続きに関する当局の決定を待ってから、判決を下すことになる可能性がある。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

フィンランドにおける GI 侵害の窓口は、侵害者の住所がある市区町村の食品監督局。下記 URL で、該当の市区町村名を選択すると、メールアドレスが表示される。
<https://www.ruokavirasto.fi/en/private-persons/information-on-food/contact-food-control-authority/>

連絡方法

GI を侵害した可能性のある者に関する情報、侵害の可能性があった場所と時期、GI を侵害した疑いのある製品の写真、名前、その他の入手可能な情報をできる限り記載し、フィンランド語、スウェーデン語、英語のいずれかで電子メールまたは郵送で送付する。市区町村当局は情報に不足があれば追加情報を要求する場合がある。

保護のしくみ

侵害通報を受けると、市区町村当局は調査を行い、侵害があったと認められれば差止めや罰金過料を執行。
民事訴訟は可能であるが、行政手続きの結果が必要になると想定される。

2.9.5 関連法令

GI 根拠法令

フィンランドには GI の根拠法令となる国内法はなく、EU の法制度が直接適用される。フィンランド農林省令 123/2020⁸⁸は、GI の登録とその方法について定めている。

行政の取り締まりを規定する法律

- Food Act（食品法）

民事手続きを規定する法律

- Food Act（食品法）
- Trademarks Act（商標法）
- Consumer Protection Act（消費者保護法）
- Unfair Business Practices Act（不正商行為法）
- Tort Liability Act（不法行為責任法）

2.9.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、フィンランドでは 3 件登録されている（別途 1 件申請中）。内訳はビール 1 件、パン・菓子類 2 件である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 2.22. ビール	1
Class 2.24.パン、菓子類	2
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

フィンランド国産食品（Hyvää Suomesta）は、肉、魚、卵、乳製品などを対象とした国産品の認証制度である。⁸⁹製品の原材料が 1 種類の場合は、100%フィンランド産であること、複数の原材料からなる製品では原料の 75-100%がフィンランド産である製品であること、さらに、製品の製造やパッケージングも国内で行われることが条件とされている。ラベルはフィンランド食品情報協会が管理し、国内の生産者や製造事業者、約 350 社 12,000 製品に付与され、定期的な監査も実施されている。

⁸⁸ Maa- ja metsätalousministeriön asetus nimisuojaustuotteiden rekisteröimisestä ja ilmoituksesta rekisteröidyn nimisuojaatuotteen valmistamisesta

⁸⁹ <https://www.hyvaasuomesta.fi>